

黒石市みんなのホール条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月28日

黒石市教育委員会教育長 山内 孝行

黒石市教育委員会規則第1号

黒石市みんなのホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市みんなのホール条例（令和7年黒石市条例第3号。以下「条例」という。）第12条及び市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則（昭和58年黒石市規則第6号）第3条の規定に基づき、黒石市みんなのホール（以下「ホール」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(使用の許可申請)

第3条 条例第5条第1項の規定によりホールを使用しようとする者は、使用しようとする日の5日前までに黒石市みんなのホール使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 教育委員会は、ホールの使用を許可したときは、黒石市みんなのホール使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 前項の許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際に許可書を係員に提示するものとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第6条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者

は、黒石市みんなのホール使用料還付申請書（様式第3号）に使用料の領収書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、使用料を還付することが適当と認めるときは、黒石市みんなのホール使用料還付決定通知書（様式第4号）を交付し、使用料を還付する。

（使用料の減免）

第6条 条例第7条の規定による使用料の減額又は免除（以下「使用料の減免」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、使用料の減免後の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 市の機関又は教育委員会が主催し、共催し、又は後援する事業に供する場合
免除

(2) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用する場合
免除

(3) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用する場合
免除

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、黒石市みんなのホール使用料減免申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、使用料の減免を決定したときは、黒石市みんなのホール使用料減免決定通知書（様式第6号）を交付する。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を転貸し、若しくは譲渡しないこと。

(2) 施設、設備等を損傷しないこと。

(3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他の営利行為をしないこと。

(4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示しないこと。

(5) その他ホールの管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定によるホールの管理運営等に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(黒石立公民館条例施行規則の一部改正)

- 3 黒石市立公民館条例施行規則（平成18年黒石市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書を削る。

(経過措置)

- 4 施行日前に、前項の規定による改正前の黒石市立公民館施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 施行日前に、改正前の規則の規定により使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。